

松江市上下水道局随意契約審査会設置要領

(設置)

第1条 松江市上下水道局が契約する随意契約について審査を行なうため、随意契約審査会（以下「随契審査会」という。）を設置する。

(随契審査会の構成委員)

第2条 随契審査会は次の者をもって組織する。

委員長	上下水道部長（水道技術管理者）
副委員長	上下水道部技監、経営課長
委員	事業推進課長、施設整備課長、維持管理課長、浄配水課長、総務課長、松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成17年松江市告示第17号）第9条第1項に規定する審査会の構成員中から委員長が指名する者及びその他委員長が指名する者

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(随契審査会の審査範囲)

第3条 随契審査会は、部長専決以上の随意契約についての審査を行なう。

(随契審査会の運営)

第4条 随契審査会の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 随契審査会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。ただし、委員長が特に急を要すると認めた場合は、持ち回りによる審査で随契審査会の会議に代えることができる。
- (2) 委員長が不在の場合は、原則として副委員長の出席がなければ開催できない。
- (3) 随契審査会は、随意契約審査依頼書により審査を行なう。
- (4) 随契審査会の庶務は、総務課契約管財係が行う。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項について必要がある場合には、随契審査会に諮り決定するものとする。

附 則

この要領は、平成17年3月31日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。